



# 「水素社会構築技術開発事業／ 地域水素利活用技術開発」 追加公募に係る説明会

2022年7月25日

NEDO スマートコミュニティ・エネルギーシステム部  
燃料電池・水素室

事業名：「水素社会構築技術開発事業／地域水素利活用技術開発」

## ● 背景

「水素社会」実現やカーボンニュートラル達成のためには、海外未利用エネルギーを活用した水素の「製造、貯蔵・輸送、利用」まで一気通貫した国際的なサプライチェーンの構築、地域のエネルギー自給率向上や新たな産業創出等に資する国内の資源を活用した水素サプライチェーンの構築、それらの技術をパッケージでグローバルに展開する戦略的なモデル構築を一体的に進める必要がある。

## ● 目的

再生可能エネルギー由来水素、海外産水素や副生水素等をコンビナート、工場等を中心としたエリアで大規模に利活用するモデルを構築し、水素の社会実装を効率的に促進する。

## ● 事業概要

本事業では、上記の目的を達成に向けて以下の2つの枠組みで公募を行います。

(ア) 水素製造・利活用ポテンシャル調査（委託）

(イ) 地域モデル構築技術開発（助成）



## **(ア) 水素製造・利活用ポテンシャル調査**

## (ア) 水素製造・利活用ポテンシャル調査

### ● 調査内容

水素社会の実現に向け、再生可能エネルギーや副生ガスなどの資源を活用した水素製造と、輸送・貯蔵・供給を含めた、電化による脱炭素化が困難な業務・産業等の様々な分野における水素利活用を複合的に組み合わせた統合的なエネルギーシステムモデルの実現可能性を国内外において調査する。

### ● 事業期間

採択決定日から**2023年9月29日**まで（最長）

### ● 予算額

**1件あたり3,000万円程度**

※調査の予算規模は提案内容次第のため、上記以上の提案を拒みませんが、当該予算の必要性は厳格に審査します。また、採択審査の結果又は国の予算の変更等により提案額から減額して採択することがあります。

### ● 報告書

- 調査期間終了日までに調査報告書の電子ファイル（PDFファイル形式）を提出のこと。
- 提出方法：「成果報告書・中間年報の電子ファイルに提出の手引き」に従って提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

※調査期間中又は調査期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

次の全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等。

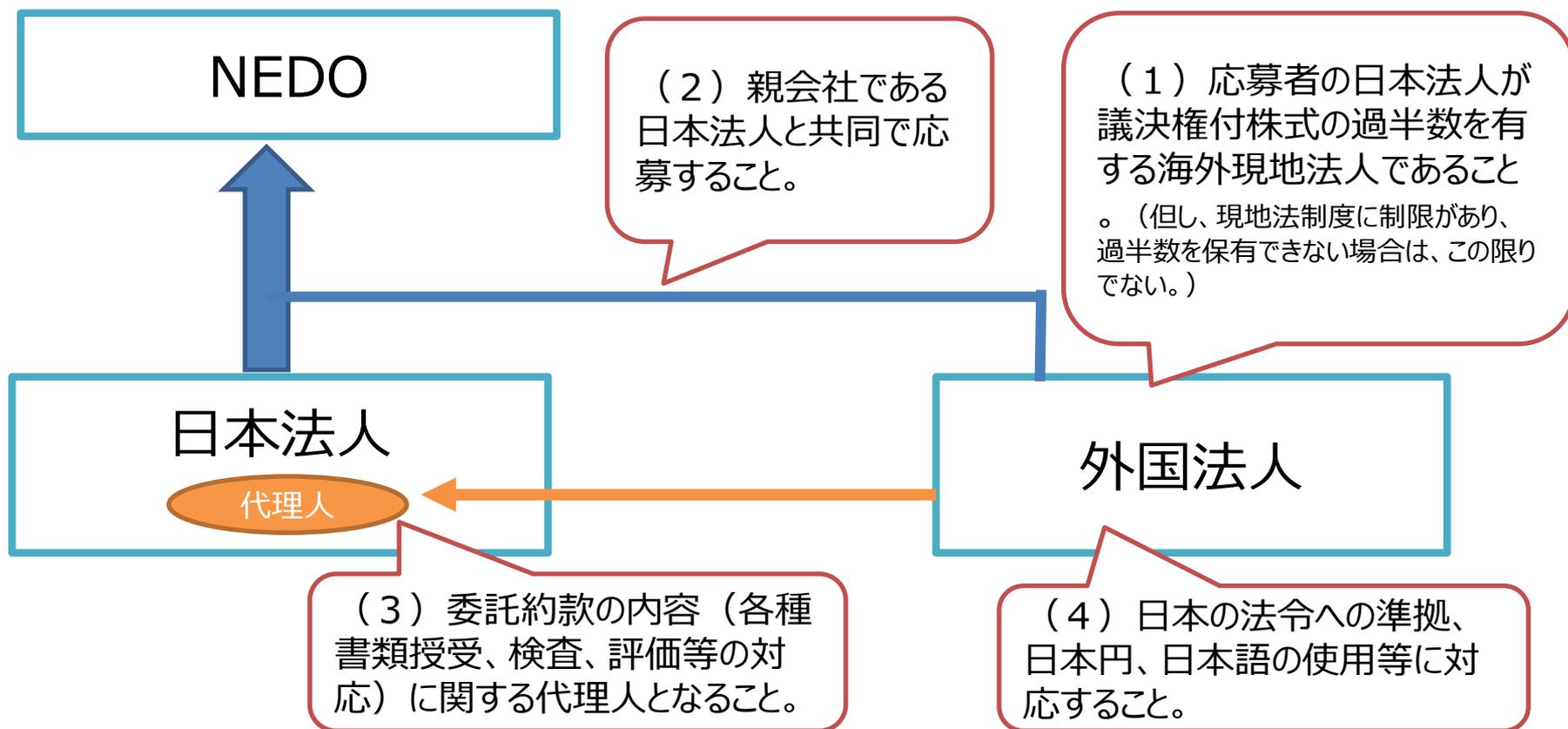
- a. 当該技術又は関連技術についての調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- c. NEDOが調査／事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- d. 提案者は日本法人（登記法人）であること。ただし、次ページのすべての条件を満たした場合は、日本法人と外国法人との共同提案も取り得るものとする。

# 2. 応募要領

## 外国法人（海外現地法人）の応募要件

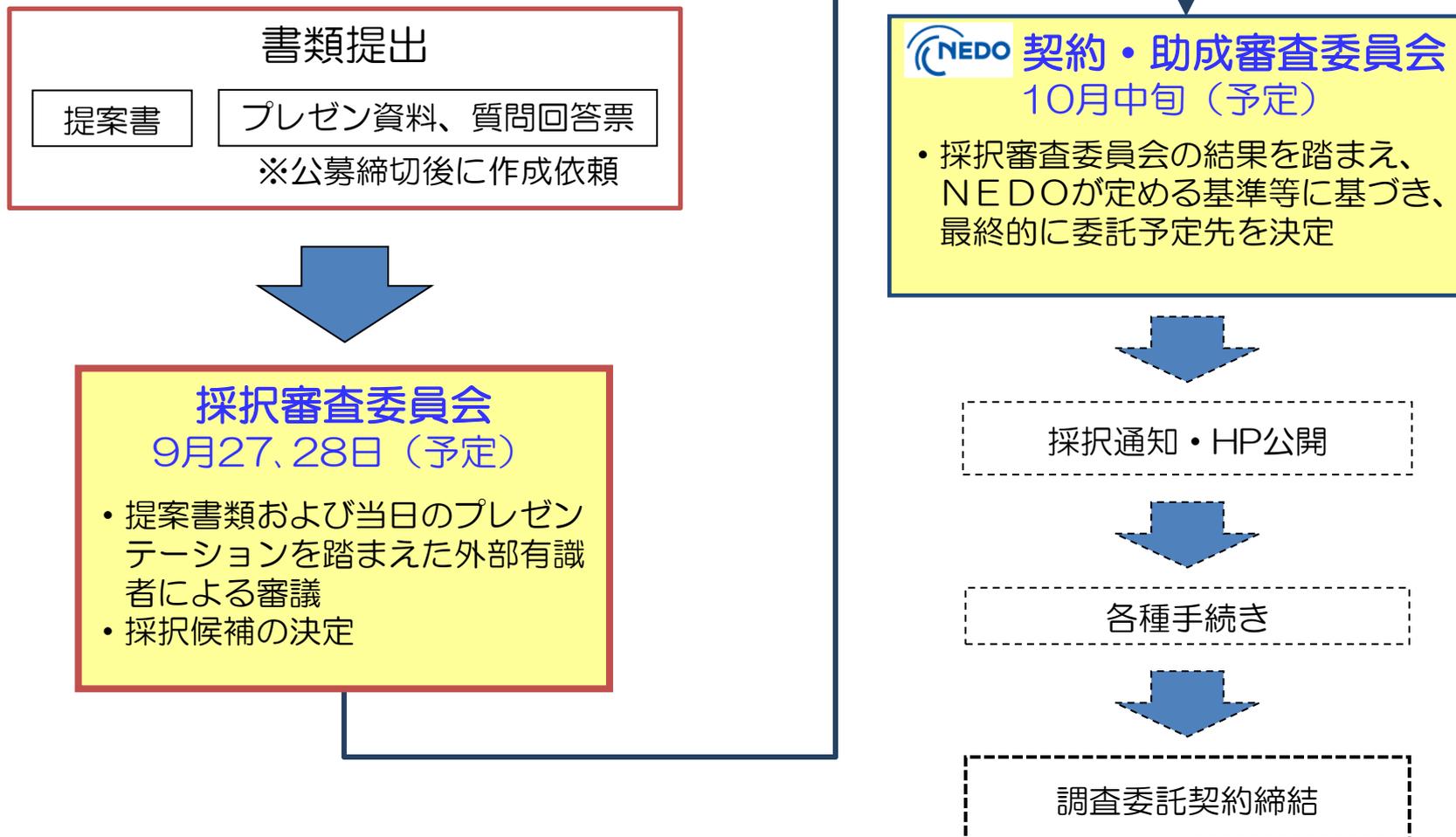
- 以下の4つの要件を満たす場合は、日本法人とその海外現地法人が共同で応募することができる。

### 【外国法人の応募要件（1）～（4）】（概要）



# 3. 審査の方法

(ア) 公募要領 7.



委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

## ● 採択審査の基準

- i. 提案内容がNEDOの目的・目標及び政府の目指す社会実装モデルの方向性と合致しており、**実証・実装を見据えた検討**がなされていること。
- ii. 提案内容の方法、内容等がNEDO事業をはじめとする**先行事業との差別化**が図られていること。
- iii. 提案内容において、**具体的な水素の調達・供給方法および水素利用先が想定**され、サプライチェーン構築の視点で適切な体制が整っていること。
- iv. 提案内容の経済性が優れていること。
- v. 関連分野の実績や知見を有すること。
- vi. 他地域や業界内等への**横展開や成果の実用化**により、温室効果ガス排出削減や水素需要創出等の**波及効果が期待**されること。
- vii. ワーク・ライフ・バランス等推進企業※に関する認定  
※詳細は公募要領をご確認ください。

## ● 契約・助成審査委員会の選考基準

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
  - 1. 開発等の**目標**がN E D Oの意図と合致していること。
  - 2. 開発等の**方法、内容**等が優れていること。
  - 3. 開発等の**経済性**が優れていること。
  
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
  - 1. 関連分野の開発等に関する**実績**を有すること。
  - 2. 当該開発等の行う**体制**が整っていること。
  - 3. 当該開発等に必要な**設備**を有していること。
  - 4. **経営基盤**が確立していること。
  - 5. 当該開発等に必要な**研究者等**を有していること。
  - 6. 委託業務管理上N E D Oの必要とする措置を適切に遂行できる**体制**を有していること。

## (ア) 水素製造・利活用ポテンシャル調査

1. 提案書
2. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
3. 情報管理体制等の確認票
  - 情報セキュリティ管理規程、情報管理体制等取扱規程などのエビデンスも同時に提出ください。
4. その他の研究費の応募・受入状況 **→ 今年度より提出書類として追加**
5. 会社経歴書（会社案内）
  - 会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書
  - 過去1年以内にNEDO燃料電池・水素室と契約がある場合は不要です。
6. 直近の事業報告書
7. 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
  - 直近3年分を円単位の資料を提出ください。
8. NEDOが提示した契約書（案）に対する疑義の内容を示す文書（必要に応じ）
9. 当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料（必要に応じ）

**※自治体・大学等も同様に提出してください。**

**また、事業報告書や財務諸表等の提出書類が存在しない場合は、過去実施事業内容や実績、財務状況が分かるA4で4枚程度の説明資料を作成の上、提出してください（会社概要を事業報告書として提出することは認めません）。財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。**

# 5. 提案書類



## (参考) 「その他の研究費の応募・受入状況」について

- 「競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和3年12月17日改正）（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」では、応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために「研究代表者・研究分担者」（注1）から必要な情報を求めることとしています。
- 研究代表者・研究分担者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金（競争的研究費）を除くその他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（注2）。）の状況（配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート）を記入してください。

（注1）

NEDO事業では、各法人における研究開発責任者を指します。

（注2）

「その他の研究費」の範囲は、「指針」において「所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く」とされています。

営利法人（企業）がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は商行為であり（会社法第5条）、すべて営業（資本取引に係るものなど特に定めるものは除かれます。）になります。従って、企業同士の共同研究や受託開発などは商行為であり、「その他研究費」には該当しません。

また、民間企業が社債・株式を発行して、証券市場を通じて調達した資金や、銀行などの金融機関からの借入れで調達した資金（直接または間接金融）も、「その他研究費」には該当しません。

(提出様式)

研究者名：●●●● ※法人毎（再委託先等含む）に提出

←

「〇〇株式会社〇〇 〇〇（研究者名）」は、以下に示す研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき適切に所属機関に報告していること、誓約いたします。

←

### ●研究費

← 相手機関名 (国名) ←	← 制度名/研究課題名 ←	← 受給/契約 状況 ←	← 研究 期間 ←	← 予算額(受入研究費額) ←	← エフォート (%) ←
← 〇〇財団 (日本) ←	← ××事業/△△の開 発 ←	← 申請 ←	← 2021.4 — 2025.3 ←	← 000,000 千円 ←	← 10 ←
← ××株式会社 (アメリカ合衆国) ←	← ■■の要素技術開 発 ←	← 契約中 ←	← 2018.4 — 2023.3 ←	← 000,000 千円 ←	← 20 ←
← — ←	← — ←	← — ←	← — ←	← — ←	← 15 ←

←

### ●所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)

← 所属機関名 ←	← 役職 ←
← 〇×研究所 ←	← 主任研究員 ←
← 〇〇大学 ←	← 名誉教授 ←
← ××株式会社 ←	← 顧問 ←

法人毎に作成いただき、再委託先等についても提出をお願いいたします。

## **(イ) 地域モデル構築技術開発**

## (イ) 地域モデル構築技術開発（助成）

- 事業内容

電化による脱炭素が困難な業務・産業等の様々な分野における水素利活用の自立化を目指し、水素ユーザー等がコンビナート、工場等を中心としたエリアでの水素の複合的な利活用のみならず、それぞれの地域に応じた水素の製造・輸送・貯蔵を含めた将来のモデルを明確にした上で、これを実現するために必要なエネルギーシステムの技術開発を行う。

- 事業期間

2022年度から2025年度（最大4年間）

- 事業規模

2022年度の事業規模：合計44億円程度

※予算の範囲内で採択します。ただし、予算規模は提案内容次第であり、事業期間の正当性含め当該予算の必要性は厳格に審査します。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額して交付することがあります。

- 補助率、及び助成金の額

原則、2/3以内

助成事業者は、次の要件を満たす単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業、大学等の研究機関。

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iii. 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- v. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

# 2. 応募要件

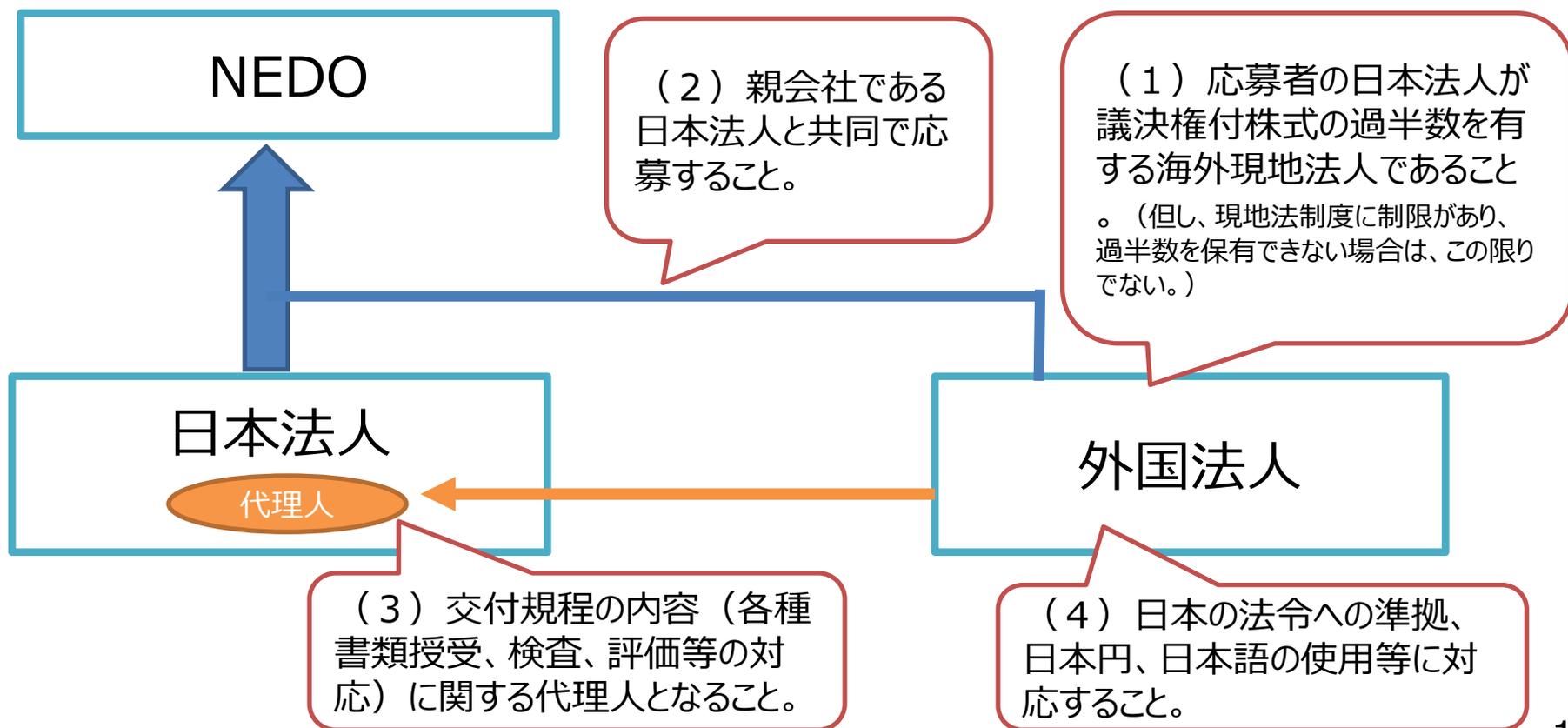
(1) 公募要領 3.

調査事業と同様  
(再掲)

外国法人（海外現地法人）の応募要件

- 以下の4つの要件を満たす場合は、日本法人とその海外現地法人が共同で応募することができる。

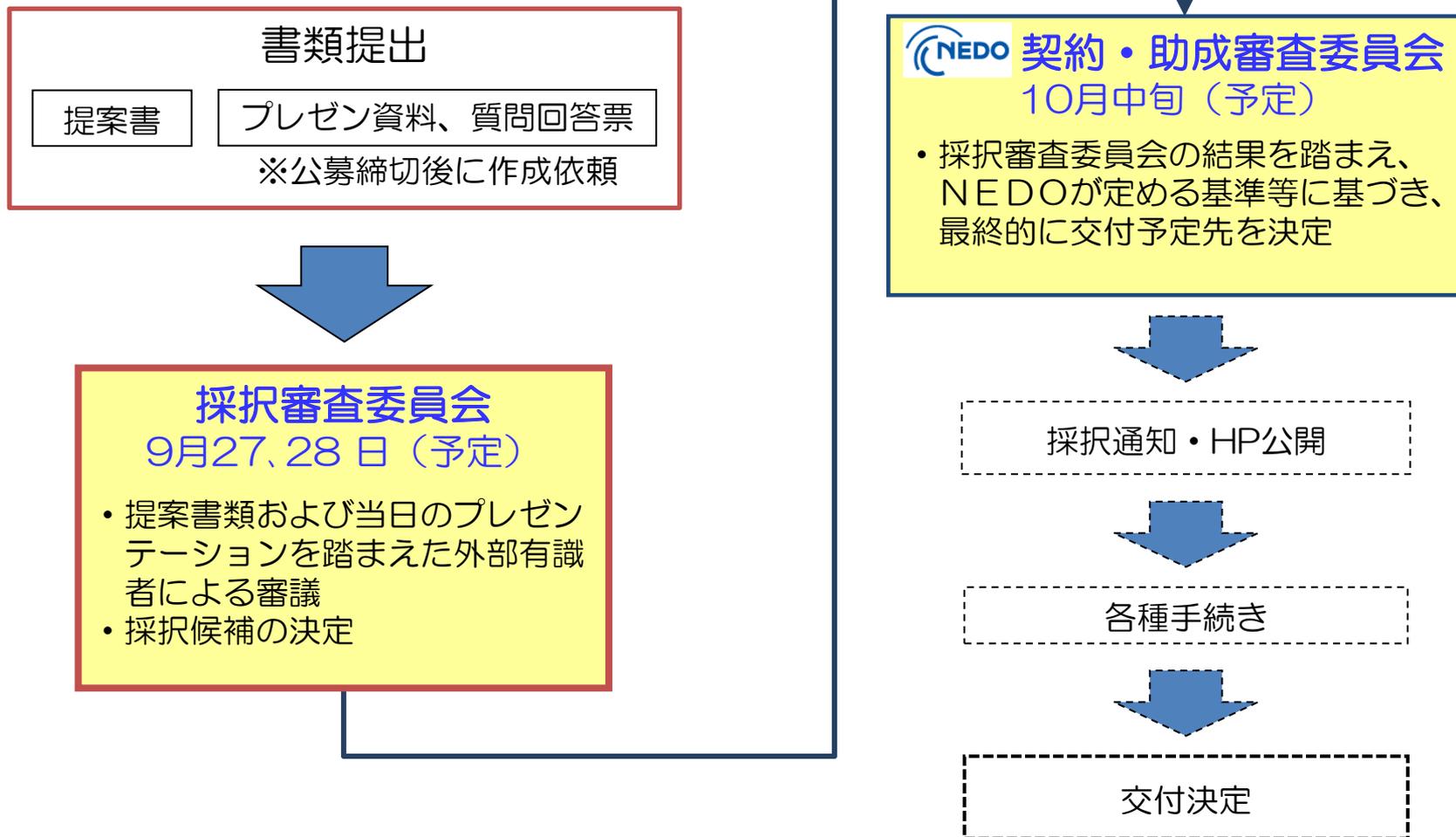
【外国法人の応募要件（1）～（4）】（概要）



# 3. 審査の方法

(1) 公募要領 6.

調査事業と同様  
(再掲)



交付先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

## ● 採択審査の基準

### a. 政策目的との合致

政府の目指す社会実装モデルの方向性との整合性、提案の先進性、他地域・業界内等への展開可能性

### b. 採択審査の基準

#### i. 事業者評価

技術的能力、助成事業を遂行する経験・ノウハウ、財務能力（経理的基礎）、経理等事務管理／処理能力

#### ii. 事業化評価（実用化評価）

新規性（新規な開発又は事業への取組）、水素需要創出効果、温室効果ガス削減効果、市場創出効果、**利活用のみならず製造・輸送・貯蔵手法の見通し**

#### iii. 企業化能力評価

実現性（企業化計画の妥当性）、生産資源の確保、販路の確保

#### iv. 技術評価

**技術課題及び解決手段の明確化、適切なマイルストーン設定による助成事業の目標達成の可能性、基となる研究開発の有無、保有特許等による優位性、技術の業界内での展開性**

#### v. 社会的目標への対応の妥当性

地方自治体や産業界等で構成される協議会等が示すカーボンニュートラルに向けた将来像との合致

なお、採択審査の基準については、賃金引き上げを実施することを表明した企業等に対して加点します。

## ● 契約・助成審査委員会の選考基準

### c. 助成金の交付先に関する選考基準

#### i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
3. 助成事業の経済性が優れていること。
4. 助成事業の実用化に向けたマイルストーンが明確に提示されていること。

#### ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野における事業の実績を有していること。
2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。（国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOが指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）当該開発等に必要な設備を有していること。
3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

## (イ) 地域モデル構築技術開発

1. 提案書
2. 助成事業実施計画書
3. 企業化計画書
4. 事業成果の広報活動について
5. 非公開とする提案内容
6. 助成事業要約
7. 業務管理者（主任研究者）の研究経歴書
8. その他の研究費の応募・受入状況
9. 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（必要に応じ）
10. e-Rad応募内容提案書

→ 今年度より  
提出書類として追加

## (イ) 地域モデル構築技術開発

### 11. 会社案内

- 会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書。
- 過去1年以内にNEDO燃料電池・水素室（旧 次世代電池・水素部）と契約がある場合は不要です。

### 12. 直近の事業報告書

### 13. 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）

- 直近3年分を円単位の資料を提出ください。

### 14. 当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料（必要に応じ）

**※自治体・大学等も同様に提出してください。**

**また、事業報告書や財務諸表等の提出書類が存在しない場合は、過去実施事業内容や実績、財務状況が分かるA4で4枚程度の説明資料を作成の上、提出してください（会社概要を事業報告書として提出することは認めません）。財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。**

# 5. 提案書類

調査事業と同様  
(再掲)

## (参考) 「その他の研究費の応募・受入状況」について

- 「競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和3年12月17日改正）（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」では、応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために「研究代表者・研究分担者」（注1）から必要な情報を求めることとしています。
- 研究代表者・研究分担者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金（競争的研究費）を除くその他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（注2）。）の状況（配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート）を記入してください。

(注1)

NEDO事業では、各法人における研究開発責任者を指します。

(注2)

「その他の研究費」の範囲は、「指針」において「所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く」とされています。

営利法人(企業)がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は商行為であり(会社法第5条)、すべて営業(資本取引に係るものなど特に定めるものは除かれます。)になります。従って、企業同士の共同研究や受託開発などは商行為であり、「その他研究費」には該当しません。

また、民間企業が社債・株式を発行して、証券市場を通じて調達した資金や、銀行などの金融機関からの借入れで調達した資金(直接または間接金融)も、「その他研究費」には該当しません。

(提出様式)

研究者名：●●●● ※法人毎(再委託先等含む)に提出

←

「〇〇株式会社〇〇 〇〇(研究者名)」は、以下に示す研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき適切に所属機関に報告していること、誓約いたします。

←

### ●研究費

← 相手機関名 (国名)←	← 制度名/研究課題名←	← 受給/契約 状況←	← 研究 期間←	← 予算額(受入研究費額)←	← エフォート (%)←
← 〇〇財団 (日本)←	← ××事業/△△の開 発←	← 申請←	← 2021.4 — 2025.3←	← 000,000 千円←	← 10←
← ××株式会社 (アメリカ合衆国)←	← ■ ■ の要素技術開 発←	← 契約中←	← 2018.4 — 2023.3←	← 000,000 千円←	← 20←
← —←	← —←	← —←	← —←	← —←	← 15←

←

### ●所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)

← 所属機関名←	← 役職←
← 〇×研究所←	← 主任研究員←
← 〇〇大学←	← 名誉教授←
← ××株式会社←	← 顧問←

法人毎に作成いただき、委託先等についても提出をお願いいたします。

# 5. 提案書類



## (参考) 「事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料」について

【様式】

### 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたり（又は提案する研究開発事業に参画する研究員）の平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明します。←

また、交付決定を受けた後、表明した賃金引上げが予定通り行われなかった場合は、速やかに報告いたします。

公表日（又は公表予定日）：●年●月●日

公表場所：自社 web サイト

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、従業員への賃金引上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。

加点を希望する提案者は、留意事項をご確認の上、様式による表明書をご提出ください。

### （留意事項）

1. 給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は暦年）に、対前年度（又は前年）と比べて、大企業は3%、中小企業等は1.5%以上増加させることを表明し、公表している（又は公表予定がある）場合に加点いたします。（事業開始までに公表されている必要があります。）
2. 給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する研究員に限ることも可能です。
3. 提案者が複数者からなるコンソーシアム等の場合は、代表法人が企業等であって、賃上げの実施を表明した場合を加点対象といたします。
4. 表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかにNEDOに理由書を提出してください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社webページ等）いただきます。
5. すでに本表明書を当該年度中にNEDOへ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。



## その他（共通事項）

# 1. スケジュール



2022年

7月11日 : 公募開始

8月19日 正午 : 公募締め切り

9月 6日 (予定) : 提案者へ採択審査委員からの質問送付

9月13日 (予定) : 質問回答票・プレゼン資料締め切り

9月27日 ~ 28日 : 採択審査委員会 (外部有識者による審査)

10月中旬 (予定) : 契約・助成審査委員会

10月中旬 (予定) : 交付・委託予定先決定

10月下旬 (予定) : 公表

11月頃 (予定) : 交付決定・契約

※再委託先等との契約は原則としてNEDOと委託先との契約締結日以降に締結のこと。

## 2. 委託先の公表及び通知



### a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。  
不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

### b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

### c. 附帯条件

採択に当たって条件を付す場合があります。

# 3. 公募関連資料



下記URLより公募関連資料がダウンロードできます。  
ご参照ください。

[https://www.nedo.go.jp/koubo/SE2\\_100001\\_00028.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/SE2_100001_00028.html)

- 公募要領
- 仕様書（調査のみ）
- 提出種類チェックリスト
- 提案書類様式
- 関係する別紙・別添資料（調査と助成で資料構成は異なります）
- e-radへの登録方法について（助成のみ）

※交付規程、約款、マニュアル等については以下をご参照ください。

交付規程：[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_koufukitei.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html)

委託約款：<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

委託、補助・助成事業の手続き：[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/itaku-gyomu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/itaku-gyomu_index.html)

# 4. 提出期限及び提出先



●本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他の提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX又は電子メール等による提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

**【提出期限】 2022年8月19日（金） 正午までに  
アップロード完了**

提出先： Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/bjj5o0546lh>

○提案書アップロードと合わせて以下20項目を入力

- 1) 提案名
- 2) 提案項目
- 3) 代表法人番号（13桁）
- 4) 代表法人名称
- 5) 代表法人連絡担当者氏名
- 6) 代表法人連絡担当者職名
- 7) 代表法人連絡担当者所属部署
- 8) 代表法人連絡担当者所属住所
- 9) 代表法人連絡担当者電話番号
- 10) 代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- 11) 事業の概要（1000文字以内）
- 12) 技術的ポイント（300文字以内）
- 13) 代表法人業務管理者または主任研究者名
- 14) 共同提案法人業務管理者または主任研究者名（複数の場合は、列記）
- 15) 利害関係者
- 16) 研究体制（提案する全ての法人名を入力）
- 17) 研究期間
- 18) 提案額
- 19) 初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- 20) 提出書類（アップロード）

# 5. 問い合わせ先



公募説明会以降のお問い合わせは、下記までメールにてお願いします。  
(※原則8月19日までにお問い合わせください)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
スマートコミュニティ・エネルギーシステム部 橋本、加納、佐藤、長尾、林田  
E-Mail : [hydrogen@ml.nedo.go.jp](mailto:hydrogen@ml.nedo.go.jp)

※ 審査の経過等に関する問合せには応じられません。

# 6. 参考

過去に採択されたテーマの事業概要は以下をご参照ください。

【2021年度】

- ・<https://www.nedo.go.jp/content/100935300.pdf> (第1回)
- ・<https://www.nedo.go.jp/content/100940635.pdf> (第2回)

【2022年度】

- ・<https://www.nedo.go.jp/content/100948584.pdf>

※ 2021年度と2022年度では、公募要領の内容に若干の差異があります。



**ご応募をお待ちしております。**



# e-Radへの登録方法について

# e-Rad（府省共通研究開発管理システム）とは

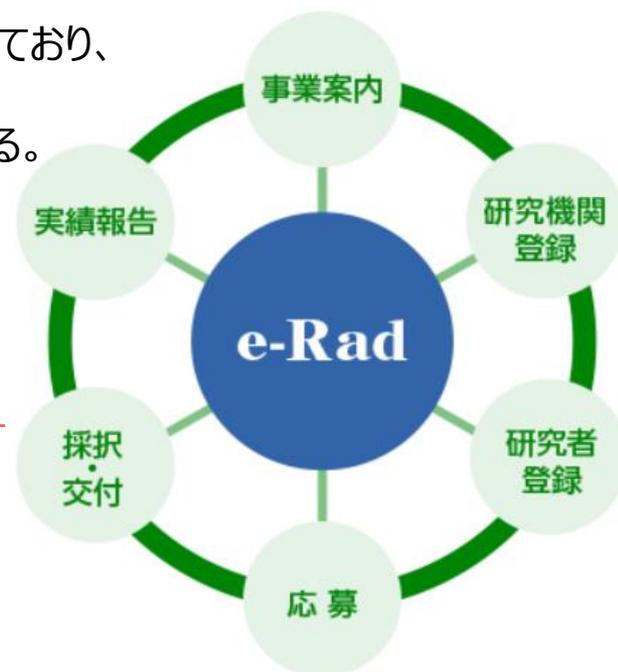
研究開発経費の適切な配分のためのオンライン研究開発管理システム

<https://www.e-rad.go.jp/>

府省共通研究開発システム（e-Rad）は、各府省等が所管する競争的資金制度を中心とした公募型の研究資金制度について、研究開発管理に係る手続きをオンライン化し、応募受付から実績報告等の一連の業務を支援するとともに、研究者への研究開発経費の不合理な重複や過度の集中を回避することを目的とした、府省横断的なシステム。

e-Radは、公募型の研究資金制度を所管する関係9府省により運営しており、各府省の協力の下、文部科学省がシステムの開発及び運用を行っている。

N E D Oでは、e-R a d上での研究開発課題の登録に加え、別途提案書等の応募書類の提出をお願いしております。



# 公募への応募におけるe-Rad手続きの流れ

公募要領を確認

★基本的な操作方法はe-Radホームページの操作マニュアル・応募編をご参照ください

[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)

↓  
提案者の  
e-Radアカウントの取得

**注意点①：e-Rad 上での研究者アカウントの新規登録**

↓  
e-Rad上で公募へ応募

**注意点②：提案額（委託）、又は交付申請額（助成）の入力**  
**注意点③：研究代表者、研究分担者の登録**

↓  
e-Radで登録した応募内容提案書を添付し、NEDOに提出

※ e-Rad 応募情報入力時の画面下部  
「応募内容提案書のプレビュー」からPDFファイルをダウンロードしてください



※ 公募締切後の課題の変更・修正については、担当者にご相談ください。  
内容を確認後、e-Rad配分機関（NEDO）より、修正依頼を送信いたします。

# 注意点① e-Rad 上での研究者アカウントの新規登録について

---

## ■ 参照箇所

e-Rad ホームページ : <https://www.e-rad.go.jp/index.html>

ホームの上方メニューから

「登録・手続き」 > 「研究機関向け」、もしくは「研究者向け」 > 「新規登録の方法」

## **登録済の研究機関に所属している場合**

所属研究機関において研究者登録が可能ですので、所属機関のe-Rad事務担当にアカウント発行を依頼してください。

## **研究機関が未登録の場合**

研究機関の登録から始める必要があります。

研究機関の新規登録申請を行うよう、所属機関の事務担当に依頼してください。

## **研究機関に所属していない場合**

e-radに用意してある様式から、ご自身で郵送による研究者の登録申請を行ってください。

※最大で2週間程度かかる場合があります。余裕をもって申請してください。

# 注意点② 提案額（委託）、又は交付申請額（助成）の入力について

- ・「研究経費」には応募時点での提案額、又は交付申請額を入力してください。
- ・提案書を基に直接経緯・間接経費・再委託費・共同実施費の項目に入力してください。  
もし配分が困難な場合には、全額を直接経費の欄に入力ください。  
(※) 直接経費の細分項目が設定されている場合には一番の上の項目に入力してください。

基本情報 | **研究経費・研究組織** | 応募・受入状況 | 業績情報 | 略歴情報

### 研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。  
「1.費目ごとの上限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

#### 1.費目ごとの上限と下限 (単位：千円)

	上限	下限
直接経費、間接経費、再委託費・共同実施費の合計	(設定なし)	1千円
間接経費	(設定なし)	-
再委託費・共同実施費	(設定なし)	(設定なし)

#### 2.年度別経費内訳 (単位：千円)

		2018年度	2019年度	合計
直接経費	直接経費（機械装置等費） <small>必須</small>	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/> 千円	0千円
	直接経費（労務費） <small>必須</small>	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/> 千円	0千円
	直接経費（その他経費） <small>必須</small>	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/> 千円	0千円
	小計	0千円	0千円	0千円
間接経費	間接経費 <small>必須</small>	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/> 千円	0千円
再委託費・共同実施費	再委託費・共同実施費 <small>必須</small>	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/> 千円	0千円
合計		0千円	0千円	0千円

# 注意点③ 研究代表者、研究分担者の登録について

・NEDOでは、**研究代表者の欄に提案書の代表者**、研究分担者の欄にその他の提案者や、**再委託、共同実施先**となる研究者を登録をお願いします（他機関では異なることがあります）。

・原則、1つの研究機関に対して研究者1名登録してください（なお2名以上登録する必要がある場合、この限りではありません）

（※）基本的な方針として研究者の登録を推奨しておりますが、状況に応じて事務担当者のアカウントでの登録も可能ですので、ご相談ください。

（※）「技術研究組合」は、技術研究組合名義の代表者1名を登録してください

## 経費の入力

「研究経費」の欄で入力した金額と、各研究者の研究経費欄の合計金額が一致する必要があるため、前項の金額を参照の上、入力してください

## エフォートの入力

e-radにおける他の応募・もしくは既に実施している課題との兼ね合いで、ご自身で管理されているエフォート合計値が100を超えない値を入力してください。

（※）100を超えた場合、他の応募登録の際にエラーメッセージが表示される可能性があります。

研究代表者の欄 →

研究分担者の欄 →

**金額を配分して記載することが困難な場合には、代表者に全額入力も可**

（※）なお、採択後にNEDO側で確定金額を入力します。

研究組織

### 1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の名費目を入力してください。  
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度のコストと一致するように入力してください。

(単位：千円)

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費、間接経費、再委託費・共同実施費の合計	0千円	0千円	0千円
間接経費	0千円	0千円	0千円
再委託費・共同実施費	0千円	0千円	0千円

### 2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

行の追加 選択行の削除

研究者を検索	研究者番号 氏名	研究機関 部署 職/職階 必須	専門分野 学位 役割分担 必須	直接経費 間接経費 再委託費・共同実施費 (千円) 必須	エフォート (%) 必須	閲覧・ 編集権限	削除	移動
	代表者			直接経費 千円 間接経費 千円 再委託費・共同実施費 千円				
検索				直接経費 千円 間接経費 千円 再委託費・共同実施費 千円		無し		
検索								

行の追加 ← 研究者の追加・削除 → 選択行の削除

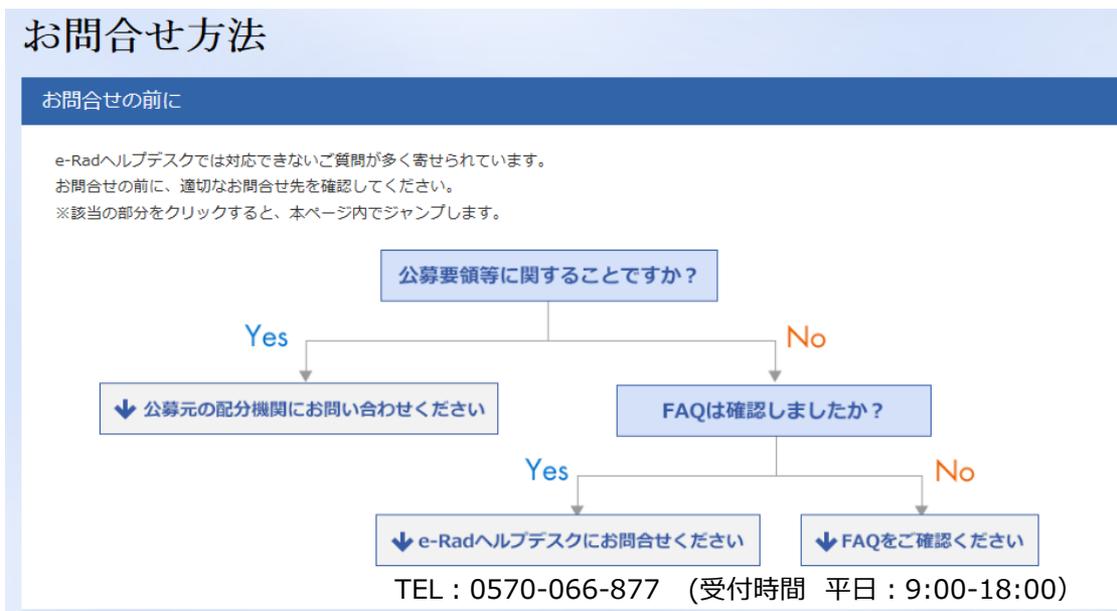
研究組織内の連絡事項を登録する ▼ 任意項目を表示

戻る 以前の課題をコピーする 一時保存 応募内容提案書のプレビュー 入力内容の確認

# 【参考】問い合わせ先

## 1. e-radの操作に関する質問は下記を参照のこと

- 研究者用操作マニュアル：[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)
- 所属研究機関の e-Rad 担当窓口
- e-Radヘルプデスク



ヘルプデスクへの連絡に際し、

- e-radにログインし、操作マニュアルを開いた状態での連絡だと対応がスムーズとなります。
- 公募の締切日直前等は電話回線が混雑する場合があります。

詳しくはコチラ <https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

## 2. 上記で解決しない場合にはNEDO公募担当者へ

連絡の際には、公募名、研究者氏名、研究者番号、エラーメッセージのスクリーンショット等をご準備の上ご連絡ください。

## 【参考】 公募要領における記載（抜粋）と注意点との対応部分

### 4. 提出期限及び提出先

#### (2) 提出先

e-Rad の登録期限が間に合わない場合、必ず事前にNEDO担当部に相談してください

⇒ e-Rad上で登録されていない研究機関の研究者の新規アカウント発行には時間がかかります  
(本資料3ページ目参照)

### 5. 応募方法

#### (2) 提案書に添付する資料

・e-Rad応募内容提案書（詳細は（4）を参照ください）

⇒ 応募課題の入力内容の確認時に表示される「応募内容提案書のプレビュー」から、PDFファイルをダウンロードし、NEDOの応募書類に添付（操作マニュアル・応募編 16ページ目参照）

#### (4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せてe-Radへ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は、e-Radポータルサイトを御確認ください

⇒ 下記2点についてご留意いただくようお願いいたします。

- ・ 提案額（委託）、又は交付申請額（助成）の入力について（本資料4ページ目参照）
- ・ 研究代表者、研究分担者の登録について（本資料5ページ目参照）